

諮問第104号の答申 木材統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第104号による木材統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成29年5月19日付け29統計第257号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「木材統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

（2）理由等

ア 調査対象の範囲の変更

本申請では、年次調査である基礎調査について、調査対象の範囲にC L T（直交集成材）及び集成材を製造する「集成材製造業」を追加する計画である^{（注）}。

これは、森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）及び日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において、C L Tや集成材、L V L（単板積層材）等が新たな木材需要創出の中核に位置づけられたことや、会員企業を対象とする業界団体の統計ではその生産実態を正確に把握できないことによるものである。

これについては、新たな行政ニーズに対応する上で必要な情報を、的確に把握するための変更であることから、適当である。

なお、本調査の実施に当たっては、その母集団名簿と業界団体の会員企業名簿とのマッチングを行うなどして、本調査結果と業界団体の統計との間に差異が生じる原因について、定量的な面から比較・分析を行い、情報提供することも必要である。

（注）現行の本調査の対象範囲は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」「単板（ベニヤ）製造業」「木材チップ製造業」及び「合板製造業」である。今回から、新たに基礎調査の対象となるC L T、集成材及びL V Lのうち、L V Lについては「合板製造業」に分類されるが、C L T及び集成材は調査対象の範囲となっていない「集成材製造業」に分類される。

イ 報告を求める者の変更

（ア）基礎調査における調査対象数の変更

本申請では、基礎調査について、以下のとおり、標本設計の見直しを行い、調査対象数を変更する計画である。

① 製材品を対象とする調査については、規模階層区分を製材用動力の出力数による区分

から製材用素材消費量による区分に変更し、都道府県別に製材用素材消費量の8割をカバーする標本抽出とすることにより、調査対象数を約3,900工場から約1,800工場に削減する。なお、これに伴う変更後の実績精度（試算値）は0.34%（現行：0.26%）であり、一定の結果精度を維持する。

② 集成材を対象とする新たな調査については、規模階層区分を集成材生産量による区分とした上で、平成29年調査は全数調査（約270工場）とし、30年調査からは全国の集成材生産量の8割までを占めるよう設計した標本調査（約80工場）とする。

③ C L T 及びL V Lを対象とする新たな調査については、全数（約30工場）を調査対象とする。

これらについては、調査の簡素・効率化や報告者負担の軽減にも配慮するとともに、結果の利活用に必要な精度を確保するなど、適切な変更と考えられることから、適当である。

（イ） 製材月別調査における調査対象都道府県の重点化

本申請では、全都道府県を対象としていた製材月別調査について、全国の素材消費量の8割までを占める上位都道府県や、国有林材供給調整対策^(注)において生産・消費動向の把握を実施する都道府県に調査対象を重点化することにより、調査対象数を47都道府県・約1,200工場から30道県・約500工場に削減する計画である。

なお、上記30道県における製材用素材消費量の全国シェアは、平成27年においては93%を占めている。

これについては、調査の簡素・効率化や報告者負担の軽減に資するとともに、結果の利活用に必要な精度を確保するなど、標本設計を適切に行っているものと考えられることから、適当である。

（注） 国有林材供給調整対策とは、森林所有者、林業事業体、木材産業等の経営の安定化を図るため、国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、平成25年から実施しているものである。具体的な対策としては、原木不足が発生し価格が急騰した際に、国有林材の追加供給や立木販売時期の前倒し等を実施している。

ウ 報告を求める事項の変更

（ア） 法人番号の把握

本申請では、基礎調査票、製材月別調査票及び合单板月別調査票において、図1のとおり、法人番号の回答欄を追加する計画である。

これについては、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議）や「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果」（平成29年3月23日）に沿って、法人番号を本調査結果の改善・補完に活用することを通じ統計の精度向上に資するものであることから、適当である。

図1

変更案	現 行
法人番号を確認いただき、記入してください。	
法人番号	（新設）

（イ） フェイス事項の削除又は変更

本申請では、基礎調査票、製材月別調査票及び合单板月別調査票において、以下のとおり、フェイス事項を削除・変更する計画である。

- ① 基礎調査票の「工場名」「工場所在地」「代表者氏名」及び「電話番号」を削除するとともに、「本票について対応できる方」を「担当者」に変更する（図2参照）。
- ② 製材月別調査票及び合单板月別調査票の「担当者の電話番号」を削除し、「担当者名」のみに変更する。

これらについては、調査に先立って作成する母集団名簿である工場一覧表^(注)で把握している情報により代替可能であるため削除するものであり、調査対象工場に関する情報の保護や報告者負担の軽減に資することから、適当である。

(注) 工場一覧表は、製材工場等の新設、休廃業等を把握・整理したもので、工場ごとに、「工場名」「代表者名」「所在地」「電話番号」を把握する他、「製材用動力の出力数」「素材消費量」「チップ用素材の入荷量」「普通合板生産量」等指標となる情報などについて整理しているものである。工場一覧表は、地方農政局等の職員が木材協同組合等の業界団体及び都道府県、市町村への情報収集や、他府省で把握している資料（経済産業省の工業統計調査結果等）を活用し、調査実施年の前年の6月末までに作成することとしている。

図2

変更案		現 行	
調査票の内容についてお答えできる方を記入してください			
担当者名		本票について対応できる方	つかない事があった場合、問い合わせに利用させていただきます。
工場名		工場所在地	〒
代表者氏名		電話番号	— —

(ウ) 調査の該当事項を示す「製品区分」欄の追加

本申請では、基礎調査票において、図3のとおり、調査対象工場で製造している製品区分ごとに調査の該当事項を示す欄を追加する計画である。

これについては、調査対象工場において記入すべき事項を明確にすることにより、記入誤りや記入漏れなどを防止するとともに、正確な統計の作成に資することから、適当である。

図3

変更案		現 行	
I 製品区分について			
平成 年 1月 1日～12月末日の1年間に製造した製品区分の全てに、○印を記入してください。			
製品区分	該当(○印)	調査の該当事項	
製材品 (ラミナを含む。)	<input type="radio"/>	⇒ II及びIIIの調査事項に回答してください。	
木材チップ (燃料用を除く。)	<input type="radio"/>	⇒ II及びIVの調査事項に回答してください。	
合单板	<input type="radio"/>	⇒ II及びVの調査事項に回答してください。	
L V L (单板積層材)	<input type="radio"/>	⇒ II及びVの調査事項に回答してください。	
集成材※	<input type="radio"/>	⇒ VIの調査事項に回答してください。	
C L T ※ (直交集成板)	<input type="radio"/>	⇒ VIの調査事項に回答してください。	
(新設)			
(注)該当する製品区分の全てについて回答してください。 ※集成材及びC L Tを製造する工場において、集成材及びC L T向けのラミナを 自工場で製造している場合は、製品の調査事項についても回答してください。			

(エ) C L T、集成材、L V L等に係る調査事項の追加・変更

本申請では、基礎調査票において、表1のとおり、C L T、集成材、L V L等に係る調査事項を追加・変更する計画である。

これについては、調査対象品目の最近の動向等を踏まえ、新たな行政ニーズに対応する上で必要な情報を把握するために追加・変更するものであることから、適当である。

表1 C L T、集成材、L V L等に係る調査事項の追加・変更について

追加・変更する調査事項	左記の追加・変更に係る理由
① C L Tのラミナ消費量、生産量、出荷量及び在庫量	C L T、集成材及びL V Lは、住宅分野に加え、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化など、新たな木材需要創出の推進に向けた施策を進めていくための重要な品目となっているため、これらの消費量、生産量、在庫量等を把握
② 集成材のラミナ消費量、生産量及び在庫量	
③ L V Lの単板消費量、生産量及び在庫量	
④ 合单板の单板消費量	合单板は、従前は主に外材丸太（素材）を入荷して单板に加工しそれを合板に加工という工程が一般的であったが、近年では单板自体を輸入し国産材の单板と混合した合板や、全て国産材の单板による合板が増加してきているため、新たに单板消費量（国産材・輸入材別）を把握
⑤ 普通合板の針葉樹構造用合板の生産量	普通合板は、針葉樹のうち構造用（柱、梁等）に係る品目を中心に国産材の利用が拡大していることから、新たに構造用の厚さ別の生産量を把握

（オ）従業者数を把握する調査事項の削除

本申請では、基礎調査票において、図4のとおり、工場の製材部門等の従業者数を把握する調査事項を削除する計画である。

図4

変更案		現 行	
I 従業者数及び専兼業状況について			
製材工場部門、木材チップ工場部門、合单板工場部門それぞれの木材生産に係る従業者数について記入してください。			
(削除)	工 場 区 分	合 計	うち男 うち女
	製材部門従業者数	:	:
	チップ製造部門従業者数	:	:
	合单板製造部門従業者数	:	:
<small>(注) 会社の役員等であって、事務職員を兼ねて一定の事務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、主たる部門の従業者に含めます。</small>			
<small>(注) 12月末日現在の作業員及び職員の人数を記入してください。 (臨時雇用も含めます。)</small>			
<small>(注) 兼営工場の従事者で、複数の部門に従事している場合は、その従事する業務の主たる部門に記入してください。</small>			

これは、表2のとおり、本調査結果と工業統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）結果における従業者数の推移からみて、両調査の調査対象が異なること^(注)による差がみられるものの、経年変化に係る情報があれば施策等への利活用面での支障等はなく、工業統計調査結果で代替が可能なものである。

これについては、調査の簡素・効率化とともに、報告者負担の軽減に資するものであることから、適当である。

(注) 製材業では、工業統計調査が4人以上の事業所を調査対象としている一方、本調査はほぼ全工場を調査対象（製材用動力が7.5kw以下を除く。）としている。また、合单板製造業では、工業統計調査は本調査の調査対象外であるL V L製造業や竹合板製造業等を対象としている。さらに、木材チップ製造業では、兼営工場のとらえ方の違いのほか、木質バイオマスにおける燃料用チップが本調査の対象外となっている。

表2 木材統計調査と工業統計調査の従業者数の推移

分類	区分	平成17年	平成22年	平成26年	平成27年	単位:人
製材業の従業者数	木材統計調査	49,159	33,479	30,282	29,069	
	工業統計調査	44,730	32,024	29,746	—	
	差	-4,429	-1,455	-536		
合板製造業・单板製造業の従業者数	木材統計調査	11,877	8,024	6,987	6,957	
	工業統計調査	14,975	11,141	9,529	—	
	差	3,098	3,117	2,542		
木材チップ製造業の従業者数	木材統計調査	3,889	2,851	2,853	2,803	
	工業統計調査	2,948	3,117	3,069	—	
	差	-941	266	216		

※ 平成27年の工業統計調査は、経済センサス活動調査を実施するため、行われない。
なお、経済センサス活動調査の調査結果については、平成29年5月以降順次公表予定

(力) 素材入荷量等を把握する調査事項における内訳区分欄の削除

本申請では、基礎調査票、製材月別調査及び合单板月別調査票における素材入荷量等を把握する調査事項について、表3のとおり、内訳区分欄を削除する計画である。

これについては、近年の素材入出荷量等の減少に伴う利活用ニーズの低下を踏まえて削除するものであり、調査の簡素・効率化とともに、報告者負担の軽減に資するものであることから、適当である。

表3 素材入荷量等を把握する調査事項における内訳区分欄の削除について

調査票名	削除する内容	削除理由
基礎調査票	①「外材地域別素材入荷量」のうち、「南洋材」の「うちラワン材」の内訳区分欄	ラワン材の入荷量の減少 ^(注1) による利活用ニーズの低下
	②「製品の用途別出荷量」のうち、外材の地域別内訳及び集成材向け出荷量の内訳区分欄	外材を素材とした製品の出荷量の減少 ^(注2) による利活用ニーズの低下。また、今回調査から集成材に係る情報の別途把握に伴う集成材向け出荷量の削除
	③「普通合板の生産量」のうち、「ベニヤコア一合板」(1類・2類の別)及び「特殊コア一合板」の内訳区分欄	普通合板の生産量全体に占めるベニヤコア一合板の割合が94~99%であり、ベニヤコア一合板・特殊コア一合板に区分して把握する必要性の低下
	④「特殊合板の生産量」のうち、特殊合板の種類別生産量の内訳区分欄	特殊合板の生産量の減少傾向 ^(注3) に加え、特殊合板の内訳5区分のうち「その他の合板」の占める割合が75~80%であり、種類別に把握する必要性の低下
製材月別調査票	⑤樹種別製材用素材入荷量のうち、外材の地域別製材用素材入荷量の内訳区分欄を削除	外材の製材用素材入荷量の減少 ^(注4) による利活用ニーズの低下
合单板月別調査票	⑥普通合板の月初在庫量等のうち、「ベニヤコア一合板」及び「特殊コア一合板」の内訳区分欄	上記③と同様

(注) 1 南洋材の内訳として把握しているラワン材については、かつての輸出国(マレーシア、インドネシア等)の政策転換(丸太輸出から製品輸出に転換)や資源量の減少によって、入荷量が平成17年の849千m³から平成27年には196千m³へと76.9%減少している。

2 外材を素材とした製品の出荷量は、平成17年の5,730千m³から平成27年には2,639千m³へと54%減少しており、一方で平成27年の国産材を素材とした製品の出荷量は6,590千m³と製品出荷量の71%を占めるに至っている。

3 特殊合板の生産量は、平成17年1,037千m³から平成28年642千m³と38.1%減少している。

4 製材用の外材丸太の入荷量は、輸出国の製品輸出への政策転換によって、平成17年の8,979千m³から平成27年には4,233千m³と53%減少しており、一方で平成27年の国産材丸太の入荷量は12,284千m³と素材入荷量の74%を占めるに至っている。

ただし、調査事項における「外材」の表記については、本調査の開始（昭和28年）から使用されているものであるが、近年、国際的には「輸入木材」と称されていることや、林業白書における表記は「輸入材」に統一されていること等から、図5のとおり、報告者のより正確な記入や統計利用者の利便性等に資する観点から、「輸入材」に改めることが必要である。

図5

統計委員会修正案					
3 材種別素材入荷量			4 素材在庫量		
区分	合計(A+B)	国産材計	輸入材計	年初在庫量	年末在庫量
合計					
製材用					
チップ用					
単板用					

(注) 単板用には、合板用及びLVL用の量の合計を記入してください。 单板輸入材のうち外材樹

変更案					
3 材種別素材入荷量			4 素材在庫量		
区分	合計(A+B)	国産材計	外材計	年初在庫量	年末在庫量
合計					
製材用					
チップ用					
単板用					

(注) 単板用には、合板用及びLVL用の量の合計を記入してください。 单板外材のうち外材樹

(注) 基礎調査票における「外材」の表記の「輸入材」への修正例である。

(注) 上記のほか、「外材」の表記の「輸入材」への変更は、基礎調査票では①製品の用途別出荷量、②地域別素材入荷量、③合板及びLVLの単板消費量、④LVLの生産量、⑤集成材及びCLTのラミナ消費量及び⑥集成材の生産量、製材月別調査票では樹種別製材用素材入荷量、合板月別調査票では単板製造用素材の月初在庫量、入庫量、消費量及び月末在庫量を把握する調査事項において行われる。

なお、今回、調査票のデザインやレイアウト、記載に当たっての注記の文言表現等について、報告者が紛れなく、より正確に記載してもらえるよう見直しを行ったところであるが、本調査の対象工場は小規模なところが多く^(注)、事務担当職員を特に配置していないところも少なくないことに鑑み、報告者の記入負担の更なる軽減に配慮し、プレプリントの可能性を含め、引き続き報告者にとって回答しやすい調査票となるよう工夫を重ねていくことが必要である。

(注) 平成27年基礎調査結果では、製材工場全体が5,158工場（100%）のうち、従業者数4人以下が3,380工場（66%）、5人以上9人以下が1,090工場（21%）であり、9人以下の工場数が全体の87%を占めている。

二 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、調査事項の追加・削除^(注1)等に伴い、関連する集計事項を変更するほか、以下のとおり、基礎調査において製品の森林計画区^(注2)別集計の廃止や製材用動力の出力階層区分に係る表章の変更を行う計画である。

① 最近の木材流通の広域化の進展に伴い、森林計画区内を越えて都道府県単位やブロック単位での木材需給や木材流通を把握していく必要性が高まっており、森林計画区（全158計画区）別集計への利活用ニーズが低下していることから、製品の森林計画区^(注2)別

集計の廃止すること。

② 近年の家族経営事業所の廃業増加など、製材業界における構造転換が進展している状況に関する情報に対するニーズの高まりを踏まえ、製材用動力の出力階層区分に係る表章について、小規模区分を集約化し、大規模区分を細分化することにより従来の6区分から4区分に変更すること^(注3)。

これらについては、政策課題を検討するための有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズを踏まえたものであることから、適当である。

なお、今後とも、構造転換が進んでいる木材産業の実態に関する情報をより的確に提供するため、必要に応じて集計表の改良を図っていくことが必要である。

- (注) 1 今回変更により、調査事項の追加が80事項（基礎調査票）、削除が125事項（基礎調査票で95事項、製材月別調査票で6事項、合单板月別調査票で24事項）である。
2 森林計画区とは、森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴き、地勢その他の条件を勘案して、主として流域別に都道府県の区域を分けて定めた区域をいう。
3 具体的には、「7.5kw以上22.5kw未満」「22.5kw以上37.5kw未満」「37.5kw以上75kw未満」「75kw以上150kw未満」「150kw以上300kw未満」及び「300kw以上」の6区分から「75kw未満」「75kw以上300kw未満」「300kw以上」及び「300kw以上のうち、1,000kw以上」の4区分にする。

才 報告を求める期間及び調査結果の公表期日の変更

本申請では、表3のとおり、基礎調査票の提出期限について、毎年2月9日から毎年2月末日に変更するとともに、調査結果の公表期日について、調査実施年の翌年4月20日までから翌年4月末日までに変更する計画である。

表3 調査の実施期間及び調査結果の公表期日

区分	変更案	現行
調査の実施期間	毎年1月11日～2月末日	毎年1月11日～2月9日
調査結果の公表期日	調査実施年の翌年4月末日まで	調査実施年の翌年4月20日まで

これは、基礎調査票の時期別回収状況をみると、表4のとおり、報告者にとって、月初めの在庫の棚卸し作業で繁忙な時期に加え、調査時期が確定申告に向けた書類整理等の時期とも重なることから、従前の提出期限までに十分な回収率の確保が難しくなっていることを踏まえたものであり、また、調査票回収後の審査・取りまとめ等に必要な期間を確保することによるものである。

表4 平成28年基礎調査票の時期別回収状況

区分	2月10日現在	2月20日現在	2月末日現在	最終
回収率(%)	68	79	85	91

これについては、報告者の負担軽減に配慮するものであり、また、調査結果の利活用に支障等が生じない範囲での変更であることから、特に問題ないと考える。

2 統計審議会答申（平成17年8月）における課題への対応状況について

本調査については、統計審議会答申「諮問第300号の答申 製材統計調査等の改正について」（平成17年8月5日付け統審議第8号。以下「前回答申」という。）において、①月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化について検討すること、②集成材については、今後の生産量等を勘案し、本調査における把握について検討することが必要であ

ると指摘されている。

この統計審議会の指摘に対する農林水産省における対応状況は、以下のとおりである。

(1) 月別調査結果の公表期日の早期化の検討

製材月別調査票及び合单板月別調査票による調査結果（以下「月別調査結果」という。）の公表期日については、平成18年1月分から、従前の調査対象月の翌月末から翌月の25日に前倒しして公表しているものの、依然として、一部の月に係る月別調査結果については、鉱工業生産指数（速報）の公表に間に合わず、反映されていない状況となっている。

このため、農林水産省は、今後、月別調査結果のデータを新たに公表日の1営業日前に提供するほか、公表データの継続的かつ安定的な提供が可能となるよう、実査スケジュール等の見直しを含め、鉱工業生産指数（速報）に反映できるデータの提供方法について検討することとしている。

これについては、鉱工業生産指数（速報）の精度向上に資するものであることから、適当である。

(2) 集成材の生産量等の把握の検討

集成材の生産量等の把握については、これまで農林水産省が別途実施する木材流通構造調査（木材流通統計調査（一般統計調査）の一部）により5年周期で把握してきたところ、上記1（2）ウ（エ）のとおり、本調査の基礎調査においても、集成材のラミナ消費量、生産量及び在庫量等を毎年把握することとしていることから、適当である。

3 未諮問基幹統計の確認結果を踏まえた対応状況について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）では、統計法第55条第3項の規定に基づく統計法施行状況に関する審議の一環として、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（以下「未諮問基幹統計」という。）について、統計委員会が計画的に確認することとされている。

本調査については、平成26年度に、この確認審議の対象となり、次の2点が指摘されている。

[今後の取組の方向性]

① 産業構造と統計調査の体系整備

木材統計調査については、製材工場等を対象に木材製品の価格等を調査している木材流通統計調査と調査対象が重なることを踏まえ、製材工場等の報告者負担等を勘案した調査体系整備の検討を期待したい。

② 作成方法の効率化等

オンライン報告については、その利用率を向上させるだけでなく、費用便益を勘案するとともに調査結果の精度を維持・向上させるような検討を期待したい。

これらの統計委員会の指摘に対する農林水産省の対応状況については、以下のとおりである。

(1) 産業構造と統計調査の体系整備

本件について、農林水産省は、本調査と木材流通統計調査における調査の特性上、調査対象の一部が重複していることを踏まえ、上記1（2）イ及びウのとおり、標本設計の見直しによる調査対象数の大幅な削減や調査事項の精査・削減といった面からの調査体系の見直しを行うことによって、報告者負担の軽減等を図ることから、適当である。

(2) 作成方法の効率化等

本件について、農林水産省は、平成27年調査以降、次の方策を講じた結果、直近の平成28年調査におけるオンライン利用率は、基礎調査で3.0%、月別調査で7.1%（月平均）と徐々に向上しており、調査経費の縮減等の面でも一定の効果がみられた。

- ① 従前はオンライン利用を希望する報告者に対して事後的に配布していたオンライン報告に必要な報告者ID及びパスワードを全ての報告者に事前配布
- ② 報告者に分かりやすいようオンライン操作手順書の改善 等

こうした中で、農林水産省は、オンライン利用率の更なる向上を図るため、平成27年及び28年の調査時に、報告者である2,125工場からオンライン報告を利用しない理由を聞き取ったところ、①紙媒体の調査票による回答に不便を感じない（1,046工場）、②オンライン報告を利用できる環境がない（328工場）、③利用環境は整っているものの、高齢化等のためパソコン等の利用に不慣れである（298工場）といった状況が把握された。

この結果を踏まえ、農林水産省は、特にオンラインの利用環境が整っていると考えられる大規模の製材工場等に対し、オンライン利用のメリットについて丁寧な説明を行い、利用促進に向けた働きかけを重点的に行うとともに、パソコン等に不慣れな場合には個別に支援・指導を行うなど、オンライン利用率の向上のための更なる取組を進めていくこととしている。

これについては、正確かつ効率的な統計作成に資することから、適当である。

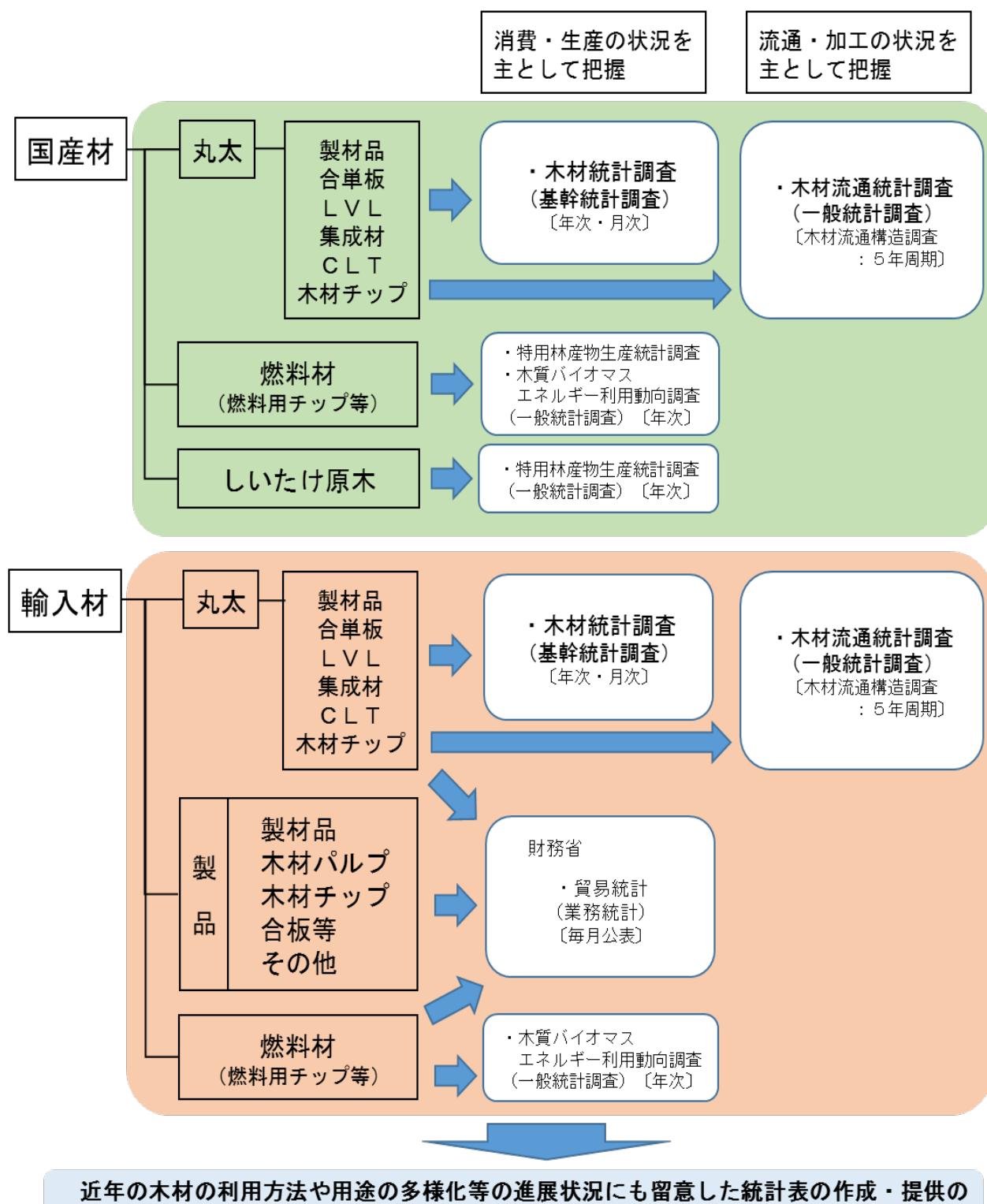
4 今後の課題

農林水産省では、主として素材（丸太）や製材品（柱、板等）の消費・生産状況を量ベースで把握する本調査に加え、主として素材や木材製品の流通・加工状況を金額ベースで把握する木材流通統計調査や、燃料材（燃料用チップ等）・しいたけ原木の消費・生産状況等を把握する「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」（一般統計調査・年次）・「特用林産物生産統計調査」（一般統計調査・年次）を実施し、その結果を林業行政の基礎資料として活用するとともに、広く国民・企業等に提供している（別紙参照）。

しかしながら、基幹統計である「木材統計」は、本調査の結果を基に作成されているため、木材の消費・生産から流通・加工までを概観できるものとなっていない。また、近年は、燃料用チップなど、木材の利用方法や用途が多様化しており、その生産・消費量も増加している状況がみられる。

このようなことから、木材統計については、総合的な林業施策への利活用増進や、統計利用者の利便性の向上等に資する観点から、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報を提供できるよう、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について検討する必要がある。

木材に関する統計調査等の調査範囲



近年の木材の利用方法や用途の多様化等の進展状況にも留意した統計表の作成・提供の必要性

木材統計については、総合的な林業施策への利活用増進や、統計利用者の利便性の向上等に資する観点から、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報を提供できるよう、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について検討することが必要